

感推第419号
令和3年7月27日

一般社団法人岐阜県医師会長 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課
ワクチン接種対策室長

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金
交付要綱の制定及び申請について

平素より、当県の感染症対策行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、新型コロナウイルスワクチン個別接種を促進するため、岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金交付要綱を制定しましたので、御承知いただくとともに、要綱第4条の申請について、別紙に従い提出していただきますよう貴会会員への周知をお願いいたします。

担当所属	健康福祉部感染症対策推進課 ワクチン接種対策室 市町村支援第5係
担当係長	加 藤
電話番号	058-272-1111 (内線) 2762
E-mail	c11237@pref.gifu.lg.jp



岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金
申請方法について

1. 申請期限

令和3年8月31日（火）（消印有効）

2. 提出書類

- ・岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金交付申請書（別記様式）
- ・新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（様式2）
- ・個別接種促進のための支援事業に係る請求書（様式3）
（様式2及び様式3の宛名は「岐阜県知事様」としてください。）
- ・預金通帳の写し（通帳の表紙を開いたページで、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のわかる部分）

※各様式について、押印は不要です。

※各様式や交付要綱は、岐阜県感染症対策推進課ホームページから取得できます。

トップページ > 組織でさがす > 感染症対策推進課 > 新型コロナ
ウイルスワクチン接種体制支援事業

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/161362.html>

※コロナウイルスワクチン接種の時間外及び休日対応に係る請求書（様式1）は、本交付金では使用しない様式です。こちらの提出先は市町村ですので、お間違えのないようご注意ください。

3. 提出先・提出方法

<提出先>

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県感染症対策推進課ワクチン接種対策室 市町村支援第5係

TEL 058-272-1111（内線2762, 2768）

<提出方法>

- ・「2. 提出書類」で示した書類を郵送で提出してください。
- ・封筒の表面に【個別接種促進事業費交付金申請書在中】と朱書きしてください。
- ・提出された申請書類及び添付資料は返却いたしませんので、申請前に写しを取り、保管しておいてください。

4. その他

- ・今回申請対象となるのは、令和3年5月9日から7月31日までに実施された新型コロナウイルスワクチン個別接種が対象です。8月以降の個別接種に係る申請方法については、国から示され次第、お知らせします。
- ・8月2日（月）以降、本交付金に関するお問い合わせ専用のコールセンターを設置する予定です。電話番号等については別途通知させていただく他、上記の岐阜県感染症対策推進課ホームページにも掲載しますので、ご利用ください。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
医療機関等名称
代 表 者 名

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金
交付申請書

このことについて、下記により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（様式2）
- 3 個別接種促進のための支援事業に係る請求書（様式3）
- 4 添付書類
(1) 預金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人の分かる部分）
(2) その他知事が必要と認める書類

様

医療機関等名称

開設者氏名

電話番号

新型コロナウイルスワクチン接種の時間外及び休日対応に係る請求書

4月1日から7月31日の期間において、別紙報告書のとおりコロナワクチンウイルスの接種を実施したため、以下のとおり請求する。

請求金額

内訳

4月1日から7月31日の間

接種回数 (予診のみも含める)	加算単価	加算額 (税抜き)	加算額 (税込み)
時間外		730	
休日接種回数		2,130	

(参考) 標榜する診療時間

日	
月	
火	
水	
木	
金	
土	
備考	

金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書 (診療所)

(1/2)

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の接種回数	週の回数区分 (○で囲む)	備考	
						4/1	4/2				4/3
接種回数 (予診のみを含めない)									—		
時間外の接種 (予診のみも含める)											
休日の接種 (予診のみも含める)											
	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10				
接種回数 (予診のみを含めない)									—		
時間外の接種 (予診のみも含める)											
休日の接種 (予診のみも含める)											
	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17				
接種回数 (予診のみを含めない)									—		
時間外の接種 (予診のみも含める)											
休日の接種 (予診のみも含める)											
	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24				
接種回数 (予診のみを含めない)									—		
時間外の接種 (予診のみも含める)											
休日の接種 (予診のみも含める)											
	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1				
接種回数 (予診のみを含めない)									—		
時間外の接種 (予診のみも含める)											
休日の接種 (予診のみも含める)											
	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8				
接種回数 (予診のみを含めない)									—		
時間外の接種 (予診のみも含める)											
休日の接種 (予診のみも含める)											
	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15				
接種回数 (予診のみを含めない)									100回未満・100回以上・150回以上		
時間外の接種 (予診のみも含める)											
休日の接種 (予診のみも含める)											
	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22				
接種回数 (予診のみを含めない)									100回未満・100回以上・150回以上		
時間外の接種 (予診のみも含める)											
休日の接種 (予診のみも含める)											
	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29				
接種回数 (予診のみを含めない)									100回未満・100回以上・150回以上		
時間外の接種 (予診のみも含める)											
休日の接種 (予診のみも含める)											
	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5				
接種回数 (予診のみを含めない)									100回未満・100回以上・150回以上		
時間外の接種 (予診のみも含める)											
休日の接種 (予診のみも含める)											
	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12				
接種回数 (予診のみを含めない)									100回未満・100回以上・150回以上		
時間外の接種 (予診のみも含める)											
休日の接種 (予診のみも含める)											

								週の接種回数	回数区分	備考
	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)			
	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19			
接種回数（予診のみを含めない）									100回未満・100回以上・150回以上	
時間外の接種（予診のみも含める）										
休日の接種（予診のみも含める）										
	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26			
接種回数（予診のみを含めない）									100回未満・100回以上・150回以上	
時間外の接種（予診のみも含める）										
休日の接種（予診のみも含める）										
	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3			
接種回数（予診のみを含めない）									100回未満・100回以上・150回以上	
時間外の接種（予診のみも含める）										
休日の接種（予診のみも含める）										
	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10			
接種回数（予診のみを含めない）									100回未満・100回以上・150回以上	
時間外の接種（予診のみも含める）										
休日の接種（予診のみも含める）										
	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17			
接種回数（予診のみを含めない）									100回未満・100回以上・150回以上	
時間外の接種（予診のみも含める）										
休日の接種（予診のみも含める）										
	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24			
接種回数（予診のみを含めない）									100回未満・100回以上・150回以上	
時間外の接種（予診のみも含める）										
休日の接種（予診のみも含める）										
	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31			
接種回数（予診のみを含めない）									100回未満・100回以上・150回以上	
時間外の接種（予診のみも含める）										
休日の接種（予診のみも含める）										

接種回数計（予診のみを含めない） 5/9～		左記のうち市内居住者	
時間外接種計（予診のみも含める） 4/1～		左記のうち市内居住者	
休日接種計（予診のみも含める） 4/1～		左記のうち市内居住者	

※本報告書の「接種回数（予診のみを含めない）」には、集団接種である大規模接種会場・市町村特設会場の実績は含まれない。

上記が事実と相違ないことを証明する。

医療機関名：

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書 (病院)

(1/3)

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の合計 ※特別体制については、50回行った日の 時間数のみ足し上げ	1日当たり 50回以上接種 を行った日	備考
				4/1	4/2	4/3				
接種回数 (予診のみを含めない)								—		
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10			
接種回数 (予診のみを含めない)								—		
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								—		
(〃)看護師等の延べ時間								—		
	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17			
接種回数 (予診のみを含めない)								—		
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								—		
(〃)看護師等の延べ時間								—		
	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24			
接種回数 (予診を含めない)								—		
時間外の接種 (予診を含める)								回		
休日の接種 (予診を含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								—		
(〃)看護師等の延べ時間								—		
	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1			
接種回数 (予診のみを含めない)								—		
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								—		
(〃)看護師等の延べ時間								—		
	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8			
接種回数 (予診のみを含めない)								—		
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								—		
(〃)看護師等の延べ時間								—		
	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15			
接種回数 (予診のみを含めない)									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								時間		
(〃)看護師等の延べ時間								時間		
	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22			
接種回数 (予診のみを含めない)									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								時間		
(〃)看護師等の延べ時間								時間		

	週							週の合計 ※特別体制については、50回行った日の 時間数のみ足し上げ	1日当たり 50回以上接種 を行った日	備考
	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)			
	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29			
接種回数 (予診のみを含めない)									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								時間		
(〃)看護師等の延べ時間								時間		
	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5			
接種回数 (予診のみを含めない)									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								時間		
(〃)看護師等の延べ時間								時間		
	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12			
接種回数 (予診のみを含めない)									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								時間		
(〃)看護師等の延べ時間								時間		
	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19			
接種回数 (予診のみを含めない)									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								時間		
(〃)看護師等の延べ時間								時間		
	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26			
接種回数 (予診のみを含めない)									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								時間		
(〃)看護師等の延べ時間								時間		
	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3			
接種回数 (予診のみを含めない)									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								時間		
(〃)看護師等の延べ時間								時間		
	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10			
接種回数 (予診のみを含めない)									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								時間		
(〃)看護師等の延べ時間								時間		

								週の合計 ※特別体制については、50回行った日の 時間数のみ足し上げ	1日当たり 50回以上接種 を行った日	備考
	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)			
	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17			
接種回数 (予診のみを含めない)									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								時間		
(〃)看護師等の延べ時間								時間		
	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24			
接種回数 (予診のみを含めない)									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								時間		
(〃)看護師等の延べ時間								時間		
	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31			
接種回数 (予診のみを含めない)									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)								回		
休日の接種 (予診のみも含める)								回		
(特別体制)医師の延べ時間								時間		
(〃)看護師等の延べ時間								時間		

接種回数計 (予診のみを含めない) 5/9~	回	左記のうち市内居住者		回
時間外接種計 (予診のみも含める) 4/1~	回	左記のうち市内居住者		回
休日接種計 (予診のみも含める) 4/1~	回	左記のうち市内居住者		回
(特別体制)医師の延べ時間計	時間			
(〃)看護師等の延べ時間計	時間			

※本報告書の「接種回数 (予診のみを含めない)」には、集団接種である大規模接種会場・市町村特設会場の実績は含まれない。

上記が事実と相違ないことを証明する。

医療機関名：

岐阜県知事

様

医療機関等名称

開設者氏名

電話番号

個別接種促進のための支援事業に係る請求書 (診療所)

5月9日から7月31日の期間において、別紙報告書のとおりコロナワクチンウイルスの接種を実施したため、以下のとおり請求する。

請求金額

内訳

5月9日から7月31日の間

150回以上接種した取扱いとする週 週 (4週以上で、該当する週の接種について3,000円加算)

100回以上接種した取扱いとする週 週 (4週以上で、該当する週の接種について2,000円加算)

	接種回数 (予診のみを含めない)	週150回以上接種の加算	週100回以上接種の加算	1日50回加算
		単価 3,000円/回	単価 2,000円/回	※同一日に左記の加算と重複は不可
5月10日の週	回	円	円	円
5月17日の週	回	円	円	円
5月24日の週	回	円	円	円
5月31日の週	回	円	円	円
6月7日の週	回	円	円	円
6月14日の週	回	円	円	円
6月21日の週	回	円	円	円
6月28日の週	回	円	円	円
7月5日の週	回	円	円	円
7月12日の週	回	円	円	円
7月19日の週	回	円	円	円
7月26日の週	回	円	円	円
合計	回	円	円	円

金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

岐阜県知事

様

医療機関等名称

開設者氏名

電話番号

個別接種促進のための支援事業に係る請求書 (病院)

5月9日から7月31日の期間において、別紙報告書のとおりコロナワクチンウイルスの接種を実施したため、以下のとおり請求する。

請求金額

内訳

5月9日から7月31日の間

50回以上/日の接種を週1日以上達成した週

週 (4週以上で、医師・看護師等に係る追加交付)

(特別な接種体制を確保し、かつ、50回/日を週1日以上、4週間以上達成した場合)

	1日50回以上接種の加算		医師に係る追加交付		看護師等に係る追加交付	
	日	円	時間	円	時間	円
5月10日の週	日	円	時間	円	時間	円
5月17日の週	日	円	時間	円	時間	円
5月24日の週	日	円	時間	円	時間	円
5月31日の週	日	円	時間	円	時間	円
6月7日の週	日	円	時間	円	時間	円
6月14日の週	日	円	時間	円	時間	円
6月21日の週	日	円	時間	円	時間	円
6月28日の週	日	円	時間	円	時間	円
7月5日の週	日	円	時間	円	時間	円
7月12日の週	日	円	時間	円	時間	円
7月19日の週	日	円	時間	円	時間	円
7月26日の週	日	円	時間	円	時間	円
合計	日	円	時間	円	時間	円

金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

診療所版 岐阜県 個別接種促進支援事業 受給ガイド（5月～7月分）

(1) はじめに、下記(a)または(b)の条件に該当するかご確認ください。該当する場合は、(a)または(b)を受給してください。該当しない場合は、(2)の条件をご確認ください。

	条件	交付内容	対象期間	申請先
(a)	<u>週100回以上</u> の接種を7月末までに4週間以上行った場合	週100回以上の接種をした週における接種 2,000円/回	<u>5月9日</u> ～7月31日	県
(b)	<u>週150回以上</u> の接種を7月末までに4週間以上行った場合	週150回以上の接種をした週における接種 3,000円/回	<u>5月9日</u> ～7月31日	

(注) 異なる週であれば、(a)と(b)を双方受給することができます。

例：6月の4週間に各100回/週の接種(a)、7月の4週間に各150回/週の接種(b)

(2) 1日50回以上の接種を行った日がある場合((a)(b)に該当する日は除く)は、(c)を受給できます。また、時間外・休日に接種を行った日は、医療機関が所在する市町村によって、(e)を受給できる場合があります。申請方法等については市町村にお問い合わせください。

	条件	交付内容	対象期間	申請先
(c)	<u>(a)と(b)の条件を満たさない週に属する日に、1日50回以上</u> の接種を行った場合(時間帯・曜日不問)	1日当たり定額 10万円/日	<u>5月9日</u> ～7月31日	県
(e)	<u>時間外・休日に接種を行った場合</u> ・1日50回以上で(c)の交付を受ける場合、 <u>時間外・休日の51回目以降の回数が対象</u> ・1日50回以上で(c)の交付を受けない場合(つまり5月1日～5月8日)、 <u>すべての回数が対象</u> ・1日50回未満の場合、 <u>すべての回数が対象</u>	2,000円/回 ※制度の有無は市町村によって異なります。	<u>5月1日</u> ～7月31日	市町村

(注) (e)の受給の例

・休日に60回の接種を実施

→ (c)により10万円を受給し、さらに51回目以降の10回分について、(e)により2万円(2,000円×10回)を受給。

→ 当該休日が5月1日～5月8日の間である場合は、12万円(2,000円×60回)を受給。

病院版 岐阜県 個別接種促進支援事業 受給ガイド（5月～7月分）

(1) 1日に50回以上の接種を行った日がある場合は、条件により、下記(c)と(e)を受給できます。併せて(2)の条件もご確認ください。

また、時間外・休日に接種を行った日は、医療機関が所在する市町村によって、(e)を受給できる場合があります。申請方法等については市町村にお問い合わせください。

	条件	交付金額	対象期間	申請先
(c)	1日50回以上の接種を行った場合 (時間帯・曜日不問)	1日当たり定額 10万円/日	5月9日 ～7月31日	県
(e)	時間外・休日に接種を行った場合 ・1日50回以上で(c)の交付を受ける場合、 <u>時間外・休日の51回目以降の回数</u> が対象 ・1日50回以上で(c)の交付を受けない場合(つまり5月1日～5月8日)、 <u>すべての回数</u> が対象 ・1日50回未満の場合、 <u>すべての回数</u> が対象	2,000円/回 ※制度の有無は市町村によって異なります。	5月1日 ～7月31日	市町村

(注) (e)の受給の例

- ・休日に60回の接種を実施
 - (c)により10万円を受給し、さらに51回目以降の10回分について、(e)により2万円(2,000円×10回)を受給。
 - 当該休日が5月1日～5月8日の間である場合は、12万円(2,000円×60回)を受給。

(2) 次の条件を満たす場合、(c)に加えて、以下の支援単価による所要額が追加で交付されます。

	条件	交付金額	対象期間	申請先
(d)	特別な接種体制を確保した場合(通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。)であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月末までに4週間以上ある場合	1人1時間当たり ・医師 7,550円 ・看護師等 2,760円	5月9日 ～7月31日	県

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金

コールセンターについて

1. 電話番号（4回線）

080-7990-7743

080-7990-7747

080-7990-7762

080-7990-7796

2. 開設期間

令和3年8月2日～令和4年3月頃（予定）

3. 開設時間

平日の9時～17時

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金交付要綱

令和3年7月27日制定

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）を促進するため、この要綱に基づき個別接種を実施した医療機関に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和3年6月10日付け厚生労働省発医政0610第22号・厚生労働省発健0610第2号・厚生労働省発薬生0610第87号厚生労働事務次官通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者等)

第2条 交付金の交付の対象となる医療機関（以下「交付対象者」という。）及び交付金の額は、別表のとおりとする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

を有している個人又は法人等

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(交付金の交付申請)

第4条 交付金交付申請書の様式は、別記様式のとおりとする。

- 2 交付金交付申請書には、別記様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 交付金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(交付金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、相当と認めるときは、交付金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による交付の決定をしたときは、交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 実績報告は、第4条の交付申請をもってこれを行ったものとみなす。

(額の確定)

第7条 交付金の額の確定及びその通知は、第5条の規定による交付金の交付決定及びその通知をもってこれを行ったものとみなす。

(交付金の交付の時期)

第8条 交付金は、前条の規定による交付金の額の確定後において交付する。

(決定の取消し)

第9条 知事は、交付対象者が、交付金の交付に関して交付の決定の内容その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき又は交付対象者がこの要綱に違反したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(交付金の返還)

第10条 知事は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、交付対象者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

- 第11条 第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、交付金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、第9条第1項の規定により、交付金の交付決定を取り消すものとする。
 - 3 前項の場合において、既に交付金が交付されているときは、知事は、前条第1項の規定により交付金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第12条 交付対象者は、第10条第1項の規定により交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する交付金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
 - 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。
 - 4 交付対象者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
 - 5 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る交付金から適用する。

別表（第2条関係）

	交付対象者	交付金の額
診療所 ※同一日に①、②及び③を重複して交付しない。	①令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	①週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円
	②令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	②週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円
	③令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	③100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (①又は②の要件を満たさない週に属する日に限る。)
病院 ※同一日に①及び②の要件を満たすときは、重複して交付する。	①令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	①100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数
	②令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月31日までに4週間以上ある場合	②(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間